

（午前9時30分 開議）

○議長（上田順康君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は31人で定足数に達しております。

○議長（上田順康君）これより本日の会議を開きます。

○議長（上田順康君）この際、報告いたします。

議員・岩田君ほか9人から、平成18年12月19日付をもって議案1件が、同じく議員・中谷君ほか4人から、平成18年12月21日付をもって議案1件が、同じく議員・中西 健君ほか9人から、平成18年12月21日付をもって議案1件が、同じく議員・中西 健君ほか10人から、平成18年12月22日付をもって議案1件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上田順康君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において11番 辻本君、13番 松浦君、25番 岡 勲君の3人を指名いたします。

日程第2 議案第11号 橋本市地域づくり基金条例の制定について から、日程第4 議案第15号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について までの3件

○議長（上田順康君）日程第2 議案第11号

橋本市地域づくり基金条例の制定について から、日程第4 議案第15号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について までの3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 1番 中上君。

〔1番（中上良隆君）登壇〕

○1番（中上良隆君）おはようございます。

去る12月14日の本会議において本委員会に付託された議案第11号 橋本市地域づくり基金条例の制定について、議案第12号 橋本市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、議案第15号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について を審査するため、12月15日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第11号は、合併後の市民の連帯の強化及び地域振興を図るため、合併特例法第11条の2の規定に基づき、合併特例債を原資とした橋本市地域づくり基金を設置するものである。本基金の限度額については、合併関係市町村数や増加人口等で積算され、橋本市の場合は約16億6,000万円となり、合併特例債約15億8,000万円を起債することができることになっている。

委員から、具体的な使用目的と基金の取り崩しについて ただしがあり、合併特例債が通常ハード事業に充てられるのに対し、本基金は合併に伴うソフト事業について国の財政措置として設置、運用するものであり、基金の運用益を該当する事業に充てることになる。具体的には、イベントの開催、NPO・民間団体、コミュニティ活動、伝統文化芸能、紀

の川祭等各種祭り、各種団体等への助成が考えられる。また、基金の取り崩しについて、本基金は果実運用が原則となっているが、設置目的に応じ、財政上必要と認められるときは可能である。ただし、合併特例債が原資であるため、取り崩し可能な時期は償還を終えた後であると考えられ、取り崩しの必要性が生じれば県とも協議して対応したいとの答弁がありました。

各地区で地域振興に関するさまざまなイベントが実施されている中、本基金の運用益を充てる事業の選択について ただしがあり、事業の選択については、運用に関する制度を整備して検討したい との答弁がありました。

特例債の償還期限と据置期間について ただしがあり、償還期限は15年、据置期間は3年である との答弁がありました。

基金の調達について ただしがあり、基金の限度額16億6,000万円の95%、約15億8,000万円が特例債となり、そのうちの70%は交付税算入されるが、残り30%は一般財源の持ち出しとなる。財政サイドからすれば、30%である4億8,000万円程度は、本来は減債基金へ積み替えたいが、本基金は果実運用が原則であるため、財政的には厳しくなる との答弁がありました。

議案第12号は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり複数年契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなものについて、地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条の17に、長期継続契約を締結することができる旨、従来から規定されているが、地方自治法の改正により、OA機器のリース契約等も適用可能となったため、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定するものである。

委員から、公用車のリース契約も適用できるのか とのただしがあり、条例制定後、2年から3年程度経過している先進自治体では、実務上、庁舎管理や公用車のリース契約についても運用しているが、本市と比較すれば人口規模が非常に大きな自治体であるため、本市でも同じような運用ができるかは検討が必要である。予算を伴うものであり、本市の運用として当面は軽微、少額なものについて適用を考えたい。商習慣上複数年契約が一般的なもの等、有利な契約を結ぶための環境整備の一環として条例を制定し、運用したい との答弁がありました。

OA機器の一番有利な契約年数について ただしがあり、商習慣上、また債務負担行為の契約において、一般的に3年から5年程度である。物品によって、もう少し長期のほうが有利な契約を結べる事態が生じれば検討したい との答弁がありました。

本条例をより適正に運用するための方策について ただしがあり、運用の幅が広がると歯どめがきかなくなるため、先進地では条文の項目を増やして、より具体的に詳細に条例を改正する等対応している事例がある。本市においても、今後、必要に応じて規則等を整備したい との答弁がありました。

パソコン等保守の取り扱いについて ただしがあり、パソコン導入後のカスタマイズ、メンテナンス等の保守については、長期契約を締結すれば不利になる可能性があるものについては、単年契約になると思われる。保守にかかる費用は多額であり、今後は保守契約そのものの必要性について検討する必要がある との答弁がありました。

議案第15号は、手数料条例の一部を改正するものであり、地籍調査成果資料に関する写しの交付について、特定の個人への受益提供となることから、特定の者のために係る事務

として手数料の徴収を行うため、交付手数料を新規に追加するものである。

委員から、年間どの程度の利用があるのか。また、その利用目的と利用者について だしがあり、利用件数については、平成17年度は旧高野口町区域で155件、旧橋本市区域で66件、計221件であり、平成18年度は11月末時点で200件の実績となっている。利用目的については、土地所有者が土地の分筆、売買、境界の復元等において利用されており、利用者は地権者、もしくは地権者に委任された土地家屋調査士となっている との答弁がありました。

他自治体の状況について だしがあり、図面が3種類あり、それぞれ料金の違いはあるが、かつらぎ町は800円、九度山町は250円、高野町は無料、海南市及び田辺市は500円、新宮市は300円となっており、新宮市については閲覧についても料金を徴収されている との答弁がありました。

交付手数料500円の料金設定の根拠について だしがあり、実費負担の観点から、交付に係る人件費及び印刷等物件費の算出、また、近隣自治体の状況を勘案して設定している との答弁がありました。

法務局における公図写しの交付との関連について だしがあり、法務局の公図については、本市の交付資料の座標データは記載されていないものの、同じ図面であり、交付手数料は本市と同額の500円となっている との答弁がありました。

以上で報告を終わります。

議員各位のご賛同、よろしくお願ひいたします。

○議長（上田順康君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）議案12号について伺います。

3ページが一番上のところで、本条例により、適正に運用するための方策について だしがあったということにして、市の答弁は「運用の幅が広がると歯どめがきかなくなるため、先進地では条文の項目を増やして、より具体的に詳細に条例を改正する等対応している事例がある」と。次です。「本市においても、今後必要に応じて規則等を整備したい」とありますが、この意味は、必要に応じて規則等を整備するまでは、この長期契約は締結しないと理解してよろしいですか。

○議長（上田順康君）1番 中上君。

○1番（中上良隆君）この だしの中でもあるんですけども、これはその状況に応じて対応するという当局の答弁であります。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。
13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）今の、私の理解でよろしいですかということに対する、直接の明確な答弁ないんですけど。長期契約は締結されないということですか。

○議長（上田順康君）1番 中上君。

○1番（中上良隆君）個人的にそれぞれの理解の見解もあるとは思いますが、松浦議員がそのようにとられるのであれば、そのようにとっていただいて結構です。

○議長（上田順康君）ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第11号の討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第11号 橋本市地域づくり

基金条例の制定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号 橋本市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第18号 市道の認定について

○議長(上田順康君)日程第5 議案第18号市道の認定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 4番 平木君。

〔4番(平木哲朗君)登壇〕

○4番(平木哲朗君)おはようございます。

委員長報告を行います。

去る12月14日の本会議において本委員会に付託された議案第18号 市道の認定についてを審査するため、12月18日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第18号は、菖蒲ヶ丘線の側溝について延長84.96m、幅員6mを新たに市道として認定するものであり、委員会はさきに現地に赴き、調査の後、審査を行いました。

委員から、菖蒲ヶ丘線の側溝は、会所枡の部分だけがグレーチングで、ほとんどがコンクリートぶたになっているが、家が建つことに伴い、地区の溝掃除等が困難になると思われる。市に移管なる前に、できれば2mに1カ所、最悪でも4mに1カ所ぐらいはグレーチングにかえることができないかとのただしがあり、開発許可は平成17年6月の申請に基づき、旧市の規定に照らし合わせ許可したものであるが、合併後、新市まちづくり条例が制定され、側溝の会所枡について規定が定められているので、指摘のように開発業者に改修するように通知するとの答弁がありました。

以上で委員長報告を終わります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議長(上田順康君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号 市道の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第16号 橋本市重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について と日程第7 議案第22号 和歌山県後期高齢者医療広域連合の設立について の2件

○議長（上田順康君）日程第6 議案第16号 橋本市重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について と日程第7 議案第22号 和歌山県後期高齢者医療広域連合の設立について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 5番 岩田君。

〔5番（岩田弘彦君）登壇〕

○5番（岩田弘彦君）それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る12月14日の本会議において本委員会に付託された 議案第16号 橋本市重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部

を改正する条例について、議案第22号 和歌山県後期高齢者医療広域連合の設立について を審議するため、12月19日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第16号は全会一致、議案第22号は賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第16号は、健康保険法等の一部を改正する法律により、特定療養費が廃止され、保険給付として保険外併用療養費の支給が定められ、和歌山県重度心身障害児（者）医療費補助金交付要綱が改正されたことに伴い、改正するものである。

委員から、質疑意見等はありませんでした。

議案第22号は、健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布され、75歳以上の後期高齢者を対象とする新たな医療制度として「後期高齢者医療制度」が平成20年4月1日から施行される。この制度に関する事務を処理するため、和歌山県内全市町村を構成団体とする「和歌山県後期高齢者医療広域連合」を平成19年2月1日に設立するとともに、規約を定めることについて議決を求めるものである。

委員から、後期高齢者医療制度の保険料算定について ただしがあり、保険料については、医療給付費等の1割となっている。低所得者層については、現在の国民健康保険制度と同様、応益割保険料について、7割、5割、2割の軽減が申請により適用される との答弁がありました。

県後期高齢者医療広域連合は特別地方公共団体であり、広域連合議会で保険料等が審議され、決定されると認識しているが、民意は反映されるのか とのただしがあり、広域連合の議会は規約により、和歌山市議会2名、他の各市町村議会から1名を選出することとなるので、間接的に民意を反映することにな

る との答弁がありました。

県後期高齢者医療広域連合と市町村の事務分担について ただしがあり、広域連合の事務は被保険者の資格管理・医療給付・保険料の賦課等であり、市町村の事務は法律の施行令で、住民に便益を寄与する事務となっており、各種申請・届け出の受付、保険料の徴収等である との答弁がありました。

後期高齢者医療制度は、高齢の方々が対象の新規の医療制度であるので、制度の浸透に努めることについて ただしがあり、制度の浸透については、高齢者の方々に理解していただくため、例えば文字の大きいパンフレット等を作成するなど、広報活動の充実に努めたい との答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、後期高齢者医療制度については、高齢者が受診しにくくなる環境を誘導するものであるとともに、保険料負担の増加も考えられ、生活に悪影響を及ぼすことが懸念される。また、県後期高齢者医療広域連合については特別地方公共団体であるため、広域連合議会で審議された議案などについては、制度上市町村議会への報告がされないことに加え、市民からの要望・意見が反映されにくい組織である点などを指摘し、設立に反対する との討論がありました。

以上、委員長報告を終わります。

皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（上田順康君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第16号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、

で、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 橋本市重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（上田順康君）これより、議案第22号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

22番 阪本君。

〔22番（阪本久代君）登壇〕

○22番（阪本久代君）和歌山県後期高齢者医療広域連合の設立について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者と65歳から74歳までの寝たきり等の人を被保険者とする医療保険制度です。保険料は医療給付費等の1割となっていて、医療給付費が増えれば保険料の値上がりにつながるという仕組みになっています。

また、被保険者の8割程度の人が年金から保険料を天引きされます。保険料の全国平均は月額6,200円と推計され、住民税の増税に加えて、高齢者にとってますます生活を圧迫することになります。しかも、保険料を滞納した場合には、国民健康保険と同様に短期保険証、資格証明書の交付となります。運営主体は県単位で、市町村が加入する広域連合です。広域連合議会もつくられますが、住民から直接選ばれない議員が保険料や保険料の減免の有無、財政方針、給付計画など、高齢者の生活にかかわる重大問題を決定します。住民の

意思が反映される仕組みとは言えません。

以上の理由により、反対します。

○議長（上田順康君）ほかに討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号 和歌山県後期高齢者医療広域連合の設立について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（上田順康君）起立多数であります。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第14号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

○議長（上田順康君）日程第8 議案第14号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

企業誘致対策調査特別委員会委員長 7番 清水信弘君。

〔7番（清水信弘君）登壇〕

○7番（清水信弘君）去る12月14日の本会議において本委員会に付託された議案第14号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について を審査するため、12月15日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第14号は、製造業と情報通信業に対する助成金交付基準及び交付条件のうち、情報通信業に係る基準・条件の見直しを図り、正

社員雇用を誘導し、安定した雇用を確保するため改正するものである。

委員から、助成に関し、市内企業が市内に工場を移転する場合、助成金制度の適用はどうか。また、企業が市外へ移転するのを防ぐ方策について ただしがあり、市内移転で増設になれば、その増設部分については助成の対象となるが、同規模の市内移転については現在のところ対象外である。しかし、市外への流出防止の観点から今後検討したい との答弁がありました。

和歌山県の奨励金制度と本市独自の助成金制度の取り扱いについて ただしがあり、県と市個別の制度であるので、それぞれ別々に助成金制度を受けることは可能である との答弁がありました。

正社員の雇用を誘導することの経緯について ただしがあり、一般的に正社員は非正社員より給与水準が高いと考えられるので、市民税等自主財源の確保の観点から、また、企業側に市民の安定した雇用を求めるため改正に至った との答弁がありました。

以上、議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（上田順康君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。